

滋賀県が締結する契約に関する事業者調査 令和6年度 調査結果のポイント

調査の目的、実施方法(アンケート調査)

【目的】

「滋賀県が締結する契約に関する条例」(令和3年滋賀県条例第36号)の推進に関し、「滋賀県の契約に関する取組方針」に掲げる、環境に配慮した事業活動、多様な人材の活用、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備等についての事業者の取組状況を把握するため、統計法(平成19年法律第53号)に基づく届出統計として実施。

【実施方法】

- 調査対象 次の入札参加資格者名簿に記載のある全ての事業者 5,479社(前年 5,392社)
 - ・滋賀県建設工事等入札参加資格有資格者名簿
 - ・滋賀県物品・役務および庁舎管理業務に係る競争入札参加資格者名簿
- 調査時期 令和6年8月～9月
- 調査方法 郵送により調査票を配布し、郵送で提出する方法または滋賀県オンライン受付システムへ入力する方法により提出
- 回収率 58.7%(有効回収数 3,214件) (前年 59.2%)

【調査内容】

- ① 滋賀県の契約に関する取組方針の「地域経済の活性化への配慮」、「一定の行政目的の実現を図るための契約の活用」に関する取組状況
- ② 今後の県の取組の参考とするための内容
- ③ 県の入札制度、県を相手方とする契約に関する意見

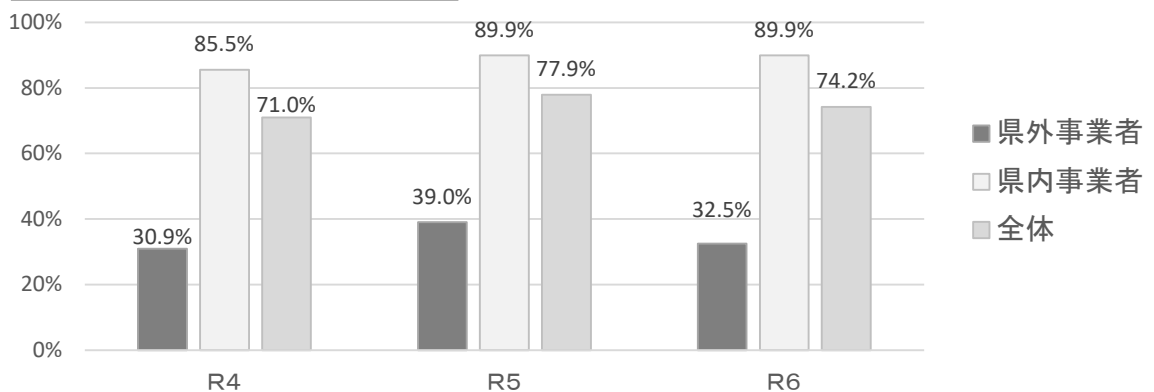
回答事業者の概要

- ◆地域 (※県内事業者は、県内に本店を置く事業者。)
県内事業者 47.3%、県外事業者 52.7%
- ◆規模 (※小規模企業、中小企業は、中小企業基本法の規定による区分。大企業はこれら以外。)
小規模企業 38.9%、中小企業 43.1%、大企業 15.3%、その他法人 2.6%、無回答 0.1%
- ◆主な事業内容
工事請負 40.9%、工事等業務委託 13.0%、業務委託 25.2%、物品等の売買 20.9%

調査結果

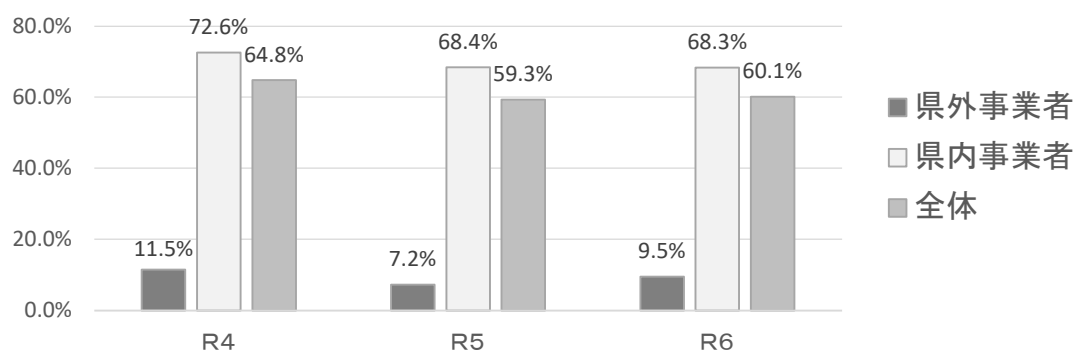
①「地域経済の活性化への配慮」「一定の行政目的の実現を図るための契約活用」関係

- ◆下請契約、再委託契約の相手方として県内事業者を選定したか。(下請・再委託契約を行わなかった者を除く)
県内事業者は89.9%(前年 同数値)、県外事業者は32.5%(対前年▲6.5ポイント)が選定。

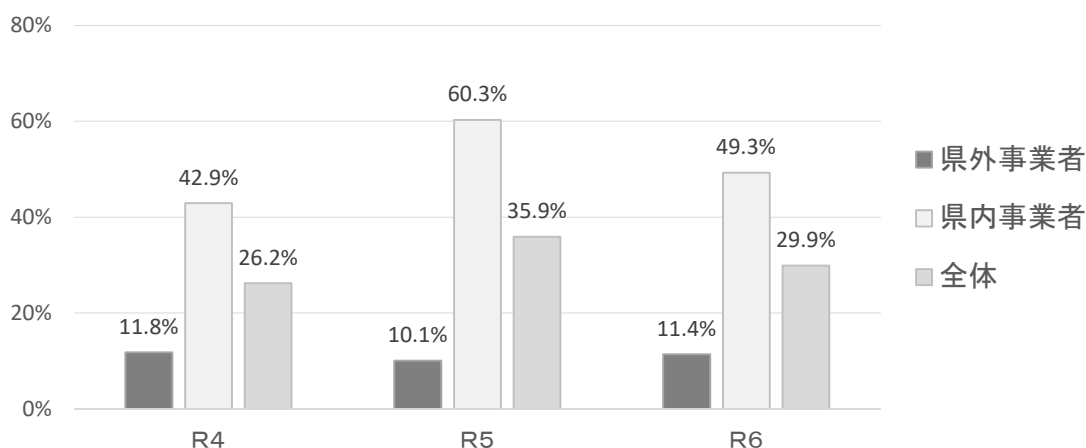


- ◆工事材料を県内事業者等から調達したか。

県内事業者は68.3%(対前年▲0.1ポイント)、県外事業者は9.5%(対前年+2.3ポイント)が、「概ね8割以上」調達。



◆委託業務の成果物に県内企業の製品等を使用したか。（製品等を使用しない業種、無回答を除く）
 県内事業者は49.3%（対前年▲11.0ポイント）、県外事業者は11.4%（対前年+1.3ポイント）が使用。

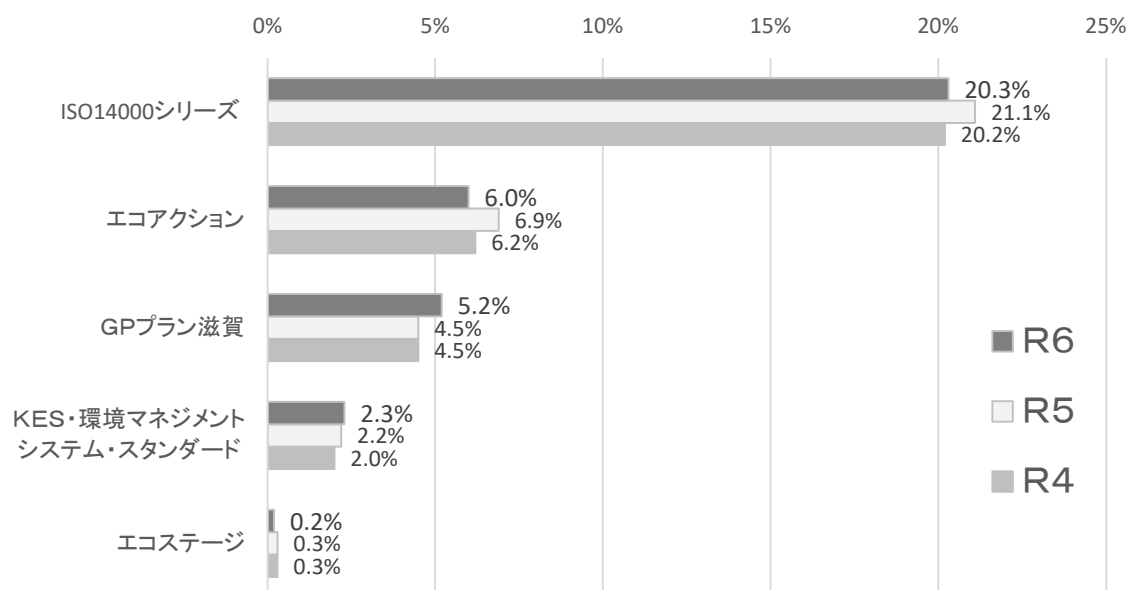


◆環境に関する認証等の取得状況

ISO14000シリーズ 20.3%（前年21.1%）、エコアクション 6.0%（前年6.9%）、GPプラン
 滋賀5.2%（前年4.5%）、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード 2.3%（前年2.2%）、
 エコステージ 0.2%（前年0.3%）

【認証等の取得以外の取組】

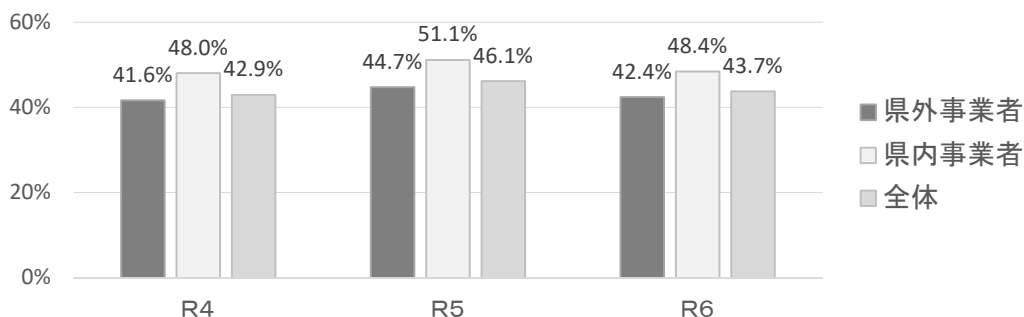
CO₂削減関連、SDGs関連、美知メセナ、淡海エコフオスター、滋賀グリーン活動ネットワークなど



◆多様な人材の活用状況【障害者雇用】

法定雇用率対象事業所(従業員40.0人以上)について、**県内事業者は48.4%が達成**。(前年51.1%)

(参考) 滋賀労働局 令和6年「障害者雇用状況」集計結果 滋賀県54.1%、全国46.0%



②「今後の県の取組の参考とするための内容」 関係

◆県の入札における考慮事項に反映すべきと考えるCSR等について

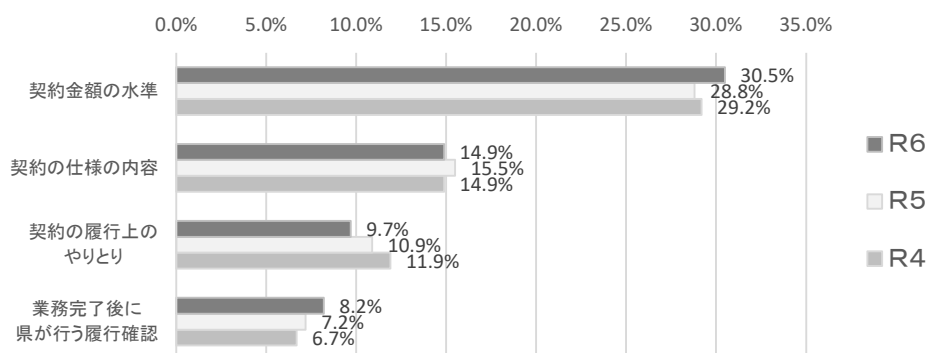
県の「社会政策推進に配慮した入札等実施要領」に掲げているもの以外として、健康経営優良法人認定、地域貢献・社会貢献の活動、防災に関する取組など

◆民間事業者との契約と比較した場合の県の委託業務の相違点 ※別紙参照

(主な事業内容が、業務委託、物品等の売買の事業者が回答対象)

「感じる」または「少し感じる」と回答した事業者の回答をみると、高いものから以下のとおり。

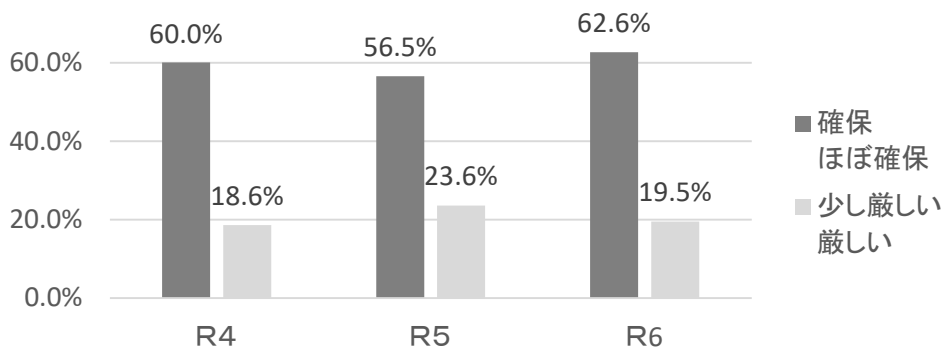
「契約金額の水準」	30.5% (対前年 +1.7ポイント)
「契約の仕様の内容」	14.9% (対前年 ▲0.6ポイント)
「契約の履行上のやりとり」	9.7% (対前年 ▲1.2ポイント)
「業務完了後に県が行う履行確認」	8.2% (対前年 +1.0ポイント)



◆契約金額で業務に従事する労働者の当該期間の賃金を確保できているか。

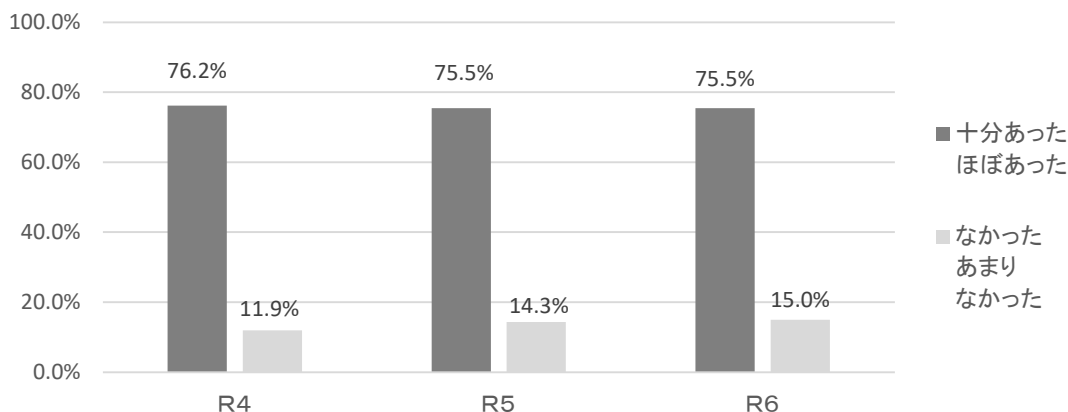
(主な事業内容が、業務委託、物品等の売買の事業者が回答対象)

「確保できている」または「ほぼ確保できている」と回答した事業者は**62.6%**(対前年+6.1ポイント)、「厳しい」または「少し厳しい」と回答した事業者は**19.5%**(対前年▲4.1ポイント)。

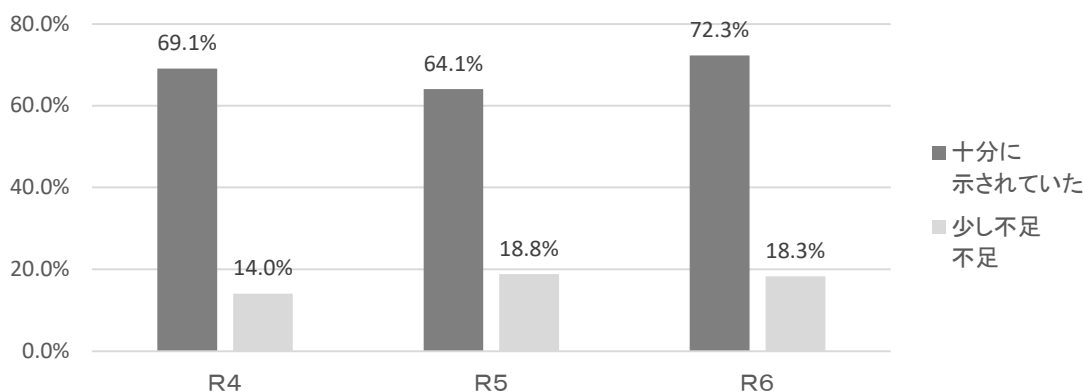


◆プロポーザル関係

【提案期間】 「十分あった」または「ほぼあった」と回答した事業者は75.5%(前年 同数値)、
「なかった」または「あまりなかった」と回答した事業者は15.0%(対前年+0.7
ポイント)。



【仕様内容】 企画提案を行う上で必要な情報が「十分に示されていた」と回答した事業者は
72.3%(対前年+8.2ポイント)、「不足していた」または「少し不足していた」
と回答した事業者は18.3%(対前年▲0.5ポイント)。



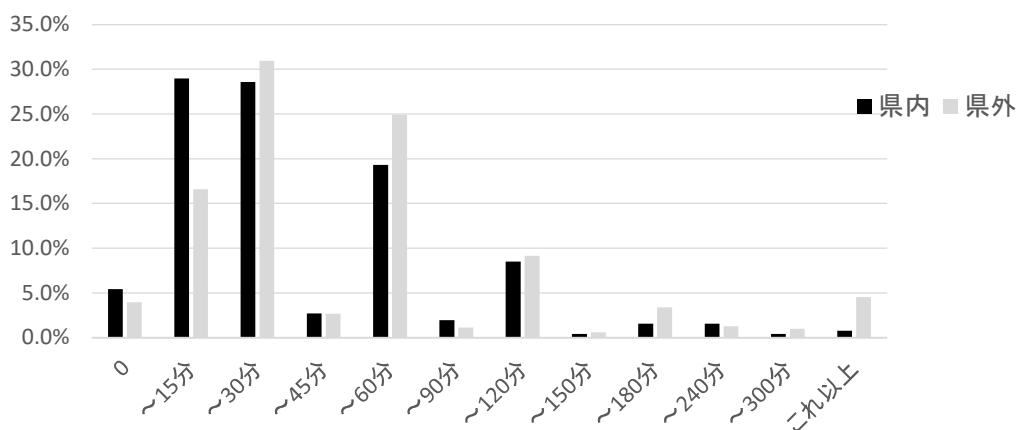
◆電子契約の普及状況

【導入】 県内事業者 22.4%(対前年+5.1ポイント) 県外事業者 48.7%(対前年+6.5ポイント)

【短縮時間】

「効果がある」または「やや効果がある」と
回答した事業者の
1契約当たりの平均短縮時間

県内事業者 47.2分 県外事業者 62.8分



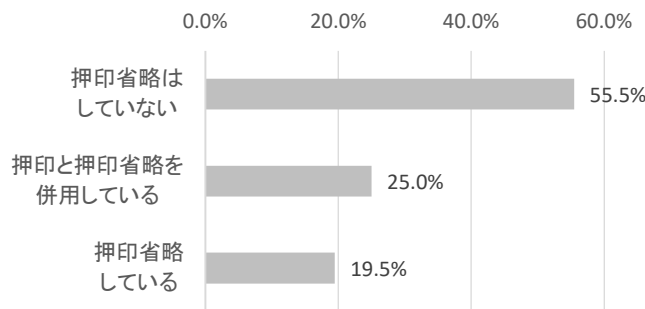
〔新規調査項目〕

◆県が令和3年1月から開始した請求書等の押印省略等の状況

《請求書等の押印省略》

「押印省略はしていない」と回答した事業者 55.5%

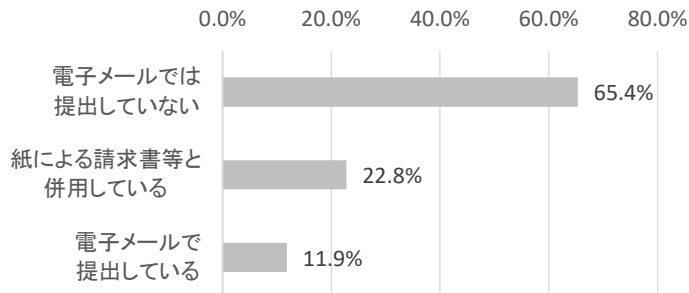
「押印省略している」と回答した事業者 19.5%



《請求書等のPDFファイルによるメール提出》

「メールでは提出していない」と回答した事業者 65.4%

「メールで提出している」と回答した事業者 11.9%



◆電子請求サービスの普及状況

【導入】 県内事業者 9.9% 県外事業者 21.8%

【導入を検討していない理由】

導入による効果がわからない38.7%、取引先に協力を求めるために手間がかかる33.3%
事務手続きを増やしたくない31.5%、何を導入すればよいかわからない28.0%

③ 県の入札制度、県を相手方とする契約に関する意見 ※別紙参照
入札情報、入札参加、資格条件、発注、仕様、契約手続などの面からの意見。

賃金実態調査(アンケート調査と同時実施)

○調査対象 県と契約している清掃、警備、設備管理等の事業者 23社(58契約)を選定。

○回収率 事業者 73.9%(17件)(契約 79.3%(46件)) ※清掃63、設備管理8、その他34 計105人

○調査結果

・平均年齢	清掃 61.7歳	設備管理 54.5歳	その他 61.6歳
・勤続年数	清掃 3.4年	設備管理 13.3年	その他 4.1年
・就業形態(正規割合)	清掃 6.3%	設備管理 100%	その他 — %
・給与形態(時給割合)	清掃 81.0%	設備管理 12.5%	その他 82.4%
・平均労働時間(h/日)	清掃 4.6時間	設備管理 7.9時間	その他 7.5時間
・最低賃金割合(※)	清掃 33.3%	設備管理 — %	その他 88.2%

※最低賃金以上1,000円未満の時給帯の割合

今回の調査で最低賃金未満の労働者はいなかった。

(最低賃金 R5.10.1~R6.9.30 967円)

民間事業者との契約と比較した場合の県の委託業務の相違点 【「感じる」または「少し感じる」ことについての記述内容】

契約金額の水準

◆マイナス面

- ・物価や人件費の高騰について、予定価格が対応していない。
- ・最低制限価格がなく激しい価格競争となると、利益を得ることができない。
- ・業務の内容や量の多さに比べて、委託費が安価と感じる。
- ・毎年の業務の場合、年々値下げして入札をせざるを得ない。

◆プラス面

- ・所定の経費が勘案されており、民間事業者に比べて全体的に金額水準が高い。

契約の仕様の内容(記載内容の具体性など)

◆マイナス面

- ・仕様が細かく、内容についての指示が多い。
- ・プロポーザルでの要求内容が曖昧で、業者決定後の内容変更が多い。
- ・物品購入で、付帯作業の労務費が見られていないことがある。
- ・業務実績を求められると、新規参入がしにくい。
- ・同等品等の選択において、基準が曖昧なことがある。

◆プラス面

- ・仕様書等がしっかりとしている。内容が簡潔で分かりやすい。
- ・一定量のまとまった単位で受注することができる。

契約の履行上のやりとり(仕様外の要求、報告等の方法・頻度等)

◆マイナス面

- ・契約期間中に提出する書類が多い。
- ・手続きが煩雑であり、もっと簡素化できる。
- ・問い合わせなどへの対応に時間が掛かる。

◆プラス面

- ・民間事業者より対応は丁寧だった。
- ・契約途中に価格が安い所があれば他社に変更するといったことがない。

業務完了後に県が行う履行確認(確認の精度)

◆マイナス面

- ・完了検査時に、多くの書類や写真を求められる。
- ・細かい部分まで点検がある。
- ・電子報告等、ペーパーレス化してほしい。

◆プラス面

- ・民間事業者より丁寧に行われた。

県の制度、県を相手方とする契約に関する意見

県の制度への提案

◆入札情報等について

- ・入札公告の一覧は、公告日、一般競争入札・プロポーザルの別、タイトルとなっているが全部読まないと何の入札かわからないため、対象営業種目が加えられると案件の検索がしやすくなる。
- ・システムにログインしなくても、仕様書など詳細資料が閲覧できるようになると効率的に案件を探すことができる。
- ・メールなどで入札参加資格のある工事情報を知らせてもらえると確認の遅れがなくなる。
- ・電子入札や物品・役務電子調達のシステムは、24時間、土日も使えるようにしてほしい。
- ・入札情報公開システムは、土日も検索できるようにしてほしい。

◆入札参加、資格条件

- ・入札関係の書類の作成にかなりの時間と労力がかかっているため、簡素化を図ってほしい。
- ・入札参加資格に求められる施工実績や配置技術者などの条件緩和をお願いしたい。
- ・技術者の確保、配置が困難となっており、配置技術者、現場代理人の配置条件などの緩和をお願いしたい。
- ・一般競争入札の参加資格要件について、評点や部門順位の要件を緩和して参加しやすくしてほしい。
- ・事前に資格審査などの資料提出は減らし、事後審査で確認するよう事務手続の簡略化を図ってほしい。
- ・業務実績については、過去何年以内といった期間の設定をなくしてほしい。

◆発注、仕様関係

- ・地域ごとの発注量や発注時期の平準化、格付ランクごとの発注量の均等化を図ってほしい。
- ・適切な工期や労務費の設定など、建設業での働き方改革につながる工事の発注をお願いします。
- ・最低制限価格については物価高騰や賃金引き上げの情勢を反映し、設定額を引き上げてほしい。
- ・業務委託の入札案件についても、過度の競争による質の低下を来さないために最低制限価格を設定されたい。
- ・専門性の高い業務については、単年度ではなく複数年度の契約であると人材確保面から望ましく参加意欲が上がる。
- ・物品等については利益が少ないため、配送や付帯する業務は別に請求することができるようにしてほしい。

◆手続等

- ・複数年契約の業務委託は、物価や人件費の上昇に関するスライド条項の規定をお願いしたい。
- ・事前に入札参加資格を審査する場合は、入札書受領期限まで十分余裕を見てほしい。
- ・電子化に関しては、簡単でわかりやすく、維持費の必要がない制度を導入してほしい。
- ・電子化対応の進んでいない小さな企業でも、容易に入札参加できるようにお願いしたい。
- ・電子化が進められる一方で、書類提出の必要なものが残っていると、かえって手間がかかっていることから、すべてシステム化してほしい。

県の契約に関する意見

◆入札等の情報について

- ・入札案件名の長いものが多く、当方のシステムに入力しきれない場合があるので簡潔にしてほしい。
- ・物品・役務電子調達システム「案件公開通知メール」は、深夜に届いているが、昼間に送信してほしい。
- ・オープンカウンターの入札案内一覧で、2か年にわたる案件は前年度に掲載されており検索しにくい。

◆入札参加

- ・設計、積算額については、現在の資材等の高騰や人件費の上昇などについて適切に反映させてほしい。
- ・建設関係の人手や機材が逼迫しているため、工事の実施時期等を十分検討して発注を計画されたい。
- ・県内企業の育成のため、県産材の活用および県内企業の下請活用を一層進めてほしい。
- ・技術者確保と待遇改善のために、技術者や設備に投資している専門工事業者が元請として受注できるよう入札参加資格を見直してほしい。
- ・総合評価落札方式の入札では、電子申請とは別に紙資料を提出しているが、電子入札システムで提出できるようにしてほしい。
- ・県がどのような基準で技術資料を審査するか、具体的な評価基準と審査プロセスを事前に公開することで、入札参加者が間違った判断をすることがなくなり、県の審査に要する時間的負担も軽減され则认为る。
- ・落札決定時に予定価格を公表されているが、開札時に行ってほしい。
- ・物品等の発注については、入札参加しやすいよう同等品不可の案件は減らしてほしい。

◆契約手続

- ・電子契約については、契約書だけでなく契約図書も添付できるようにしてほしい。
- ・電子契約の導入と併せて、着手届や完了届などの提出書類についても電子メールでの提出を可能としてほしい。
- ・労働時間の削減のためにも、県への提出書類の簡素化をしてほしい。
- ・県では請求書への押印省略とされているが、押印を求める県施設があるので取扱いを統一されたい。
- ・電子請求サービスを導入したが自由記載の欄が少なく発行責任者等の入力ができないため、県用の請求書を別に作成することが手間になっている。

◆その他

- ・県の電子契約などのシステム導入に当たっては、事業者側のシステム変更が伴わないように配慮いただきたい。
- ・県で電子契約の本格的導入をすすめるとともに、市町でも普及するように働きかけてほしい。
- ・物品の入札やオープンカウンターの案件が減少しており、少額の随意契約が増えているのではないかと思う。
- ・押印省略等により事務の簡素化がされてきており、さらにペーパーレスになると良いと思う。